

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	上士幌町

上士幌町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 上士幌町農林課農産担当
所在地 河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地
電話番号 01564-2-4292 (直通)
FAX 番号 01564-2-4637
メールアドレス nourinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp

計画策定日 平成 31 年 4 月 1 日
計画変更日 令和 2 年 3 月 27 日

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・ノウサギ・ハシブトカラス及びハシボソカラス（以下、カラスと標記。）・ドバト・キジバト
計画期間	令和1年度～令和3年度
対象地域	上士幌町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目等	被害数値	
		被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	てん菜	2,807	4.13
	馬鈴しょ	9,045	3.94
	小麦	446	2.46
	大豆	659	2.27
	スイートコーン	310	0.31
	デントコーン	980	2.13
	牧草	29	0.11
	野菜類	979	0.12
	計	15,255	15.47
ヒグマ	馬鈴しょ	23	0.01
	デントコーン	253	0.55
	計	276	0.56
キツネ	仔牛	2,929	29頭

	計	2, 9 2 9	2 9頭
タヌキ	営農施設等	ふん害のため数値無し	
	計	0	0. 0 0
アライグマ	不明	数値不明	
	計	0	0. 0 0
ノウサギ	てん菜	5 4	0. 0 8
	馬鈴しょ	2 3	0. 0 1
	小麦	7	0. 0 4
	デントコーン	4 1	0. 0 9
	計	1 2 5	0. 2 2
カラス	仔牛	3, 5 3 5	3 5頭
	計	3, 5 3 5	3 5頭
ドバト キジバト	営農施設等	ふん害のため数値無し	
	計	0	0. 0 0
合計		2 2, 1 2 0	1 6. 2 5 6 4頭

(2) 被害の傾向

エゾシカ	降雪期を除き通年で被害があり、特に河川・林地沿いのほ場や山麓近辺のほ場における食害が顕著である。 被害品目も多岐にわたり、本町の被害の過半を占める。
ヒグマ	近年、町内の広域にて目撃情報が増加している。 春先から秋にかけて、山間部のほ場付近では、馬鈴しょやコーン類の食害がある。
キツネ	通年で被害があり、主に仔牛を中心とした家畜への咬害が多い。

タヌキ	通年で牛舎への侵入による家畜飼料の食害、施設内へのふん害などが発生している。
アライグマ	被害報告はないが、近隣市町村で多数捕獲されている。町内においても H28 年度に箱罠で 1 頭捕獲したのち、H29 年度に 3 頭捕獲、H30 年度に 4 頭捕獲と年々捕獲数が増加している。
ノウサギ	近年、被害が増加しており、主に東居辺地域のほ場で食害が多い。
カラス	通年で被害があり、特に仔牛を中心とした家畜への咬害が多い。
ドバト キジバト	実質的な食害は少ないものの、牛舎や農機具庫等の営農施設群で営巣するため、ふん害が発生している。

※ なお、被害報告以外にも潜在的な被害が発生していると予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)		目標値 (平成33年度)		備考 (軽減率)
	被害額	被害面積	被害額	被害面積	
エゾシカ	15,255千円	15.47ha	12,204千円	12.37ha	20%減
ヒグマ	276千円	0.56ha	138千円	0.28ha	50%減
キツネ	2,929千円	29頭	2,343千円	23頭	20%減
タヌキ	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	現状維持
アライグマ	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	現状維持
ノウサギ	125千円	0.22ha	62千円	0.11ha	50%減
カラス	3,535千円	35頭	2,828千円	28頭	20%減
ドバト キジバト	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha	現状維持

計	22,120千円	16.25ha 64頭	17,575千円	12.76ha 51頭	20%減
---	----------	----------------	----------	----------------	------

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[共通]</p> <p>出動経費：2,500円(4h以内) 出動経費：3,500円(4h超) 車両借上料：3,000円(4h以内) 車両借上料：6,000円(4h超) スノーモービル借上料：4,000円(4h以内) スノーモービル借上料：8,000円(4h超)</p> <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：6,600円/頭 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 ・上士幌町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施。 ・くくり罠の設置による捕獲。 ・センサーカメラによる生息状況等の調査把握。 <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：20,000円/頭 ・出没情報に基づき猟友会員によるパトロールを実施。 ・危険性や出没頻度により、道より捕獲許可を受け、熊用箱罠を設置し捕獲。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,500円/頭 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 ・上士幌町鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹の巣農林(町内処理加工施設)を有効活用した、ジビエ利用拡大を推進する必要がある。 ・行動パターン及び移動導線が変化してきていることから、捕獲活動が以前より困難になってきているため、センサーカメラによる導線把握が必要である。 ・猟友会への要請は常に緊急出動となるうえ、少人数での対応は危険を伴うため、人材確保に関して体制の強化が必要となっている。 ・町内全域に生息していることから、広範囲での捕獲活動及び箱罠の設置が必要である。 ・廃屋や営農施設にて営巣する場合があるため、施設の適切な管理

	<ul style="list-style-type: none"> ・箱罾の設置による捕獲。 <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,000 円/頭 ・箱罾の設置による捕獲。 <p>[ノウサギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：3,000 円/頭 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 <p>[カラス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：1,200 円/羽 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 ・カラス用箱罾の設置による捕獲。 <p>[ドバト・キジバト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償：600 円/羽 ・被害発生の都度、猟友会に駆除を要請。 	<p>が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地域や頭数が把握できていないため、生息実態の把握が必要である。 ・一定地域での被害が増加しているため、局所的な対応が必要である。 ・個体毎の学習能力が高く、捕獲活動が成果につながらない。 ・農業用施設への侵入被害の報告が増加している。 ・食害による被害報告はないが、営農施設周辺でのふん害により、衛生面での問題が懸念される。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくり罾との一体的計画により、延べ 35,000m の電気柵を被害が頻発しているほ場に設置（事業実施主体は上士幌町農業協同組合）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵本体の適切な管理及び下草刈り等の周辺環境管理の徹底が必要である。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・従来講じてきた被害防止対策を継続するとともに、より効率的な被害防止の実践のため、上士幌町鳥獣被害防止対策協議会において有害捕獲を中心とした事業を推進する。 ・上士幌町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を実施する。 ・捕獲従事者の高齢化により担い手が減少している状況であるため、新たな人材の育成に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>〔上士幌町鳥獣被害防止対策協議会〕 本計画に基づき有害鳥獣対策に関する業務を実施し、鳥獣被害防止総合対策事業等の活用により農業被害の軽減を図る。</p> <p>〔上士幌町鳥獣被害対策実施隊〕 本計画に基づき協議会が実施する事業を遂行し、有害捕獲に努める。</p> <p>〔北海道猟友会上士幌支部への出動・駆除要請〕 北海道猟友会上士幌支部に対し活動補助金を継続して助成し、有害鳥獣の駆除・パトロール等の要請を行う。</p> <p>〔捕獲奨励金等の交付〕 町の要請に対し出動した猟友会員に対し、駆除を実施した際の捕獲報償及び出動経費を交付する（※上士幌町農業協同組合と同額助成）。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 1年度 2年度 3年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ ノウサギ カラス ドバト キジバト	〔全体〕 ・農業者に猟銃所持及び狩猟資格の取得を促し、有害鳥獣捕獲体制の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>本町北部に大雪山国立公園の広大な森林が存在し、エゾシカ・ヒグマ等対象鳥獣の生息状況の把握が困難であるため、本町においては有害捕獲区域の国立公園に接している地域で重点的に駆除を実施し、森林地帯からの個体侵入を防ぎ、未然に被害を防止する。</p> <p>捕獲計画数については、過去の実績を勘案するとともに今後の取組の効果を想定して設定するものとする。ヒグマにあつては出没前の防除対策を基本とし、出没数に応じて捕獲対応するものとする。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和1年度	令和2年度	令和3年度
エゾシカ	400頭	400頭	400頭
ヒグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	250頭	250頭	250頭
タヌキ	必要に応じて捕獲する		
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ノウサギ	50羽	50羽	50羽
カラス	650羽	650羽	650羽
ドバト・キジバト	650羽	650羽	650羽

捕獲等の取組内容
<p>〔共通事項〕 必要に応じて有害捕獲期間を設定し、町内全域において鳥獣被害対策実施隊員による捕獲活動を推進する。</p> <p>〔エゾシカ〕 猟銃及びくくり罠により捕獲を実施する。林地・河川・山麓付近のほ場にセンサーカメラを設置し侵入経路の特定に努める。</p> <p>〔ヒグマ〕 目撃報告に基づき箱罠の設置と捕獲活動を実施する。</p> <p>〔キツネ〕 猟銃及び箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔タヌキ〕 箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔アライグマ〕 箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔ノウサギ〕 猟銃により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔カラス〕 猟銃及び箱罠により捕獲活動を実施する。</p> <p>〔ドバト・キジバト〕 猟銃により捕獲活動を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上士幌町全域	タヌキ、エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和1年度	令和2年度	令和3年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和1年度 令和2年度 令和3年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ ノウサギ カラス ドバト キジバト	猟期前及び有害捕獲期間前を目途に上士幌町鳥獣被害対策実施隊を対象とした技術向上・安全確保に資する講習会を実施する。 各種鳥獣の誘因となるゴミの管理を徹底する。

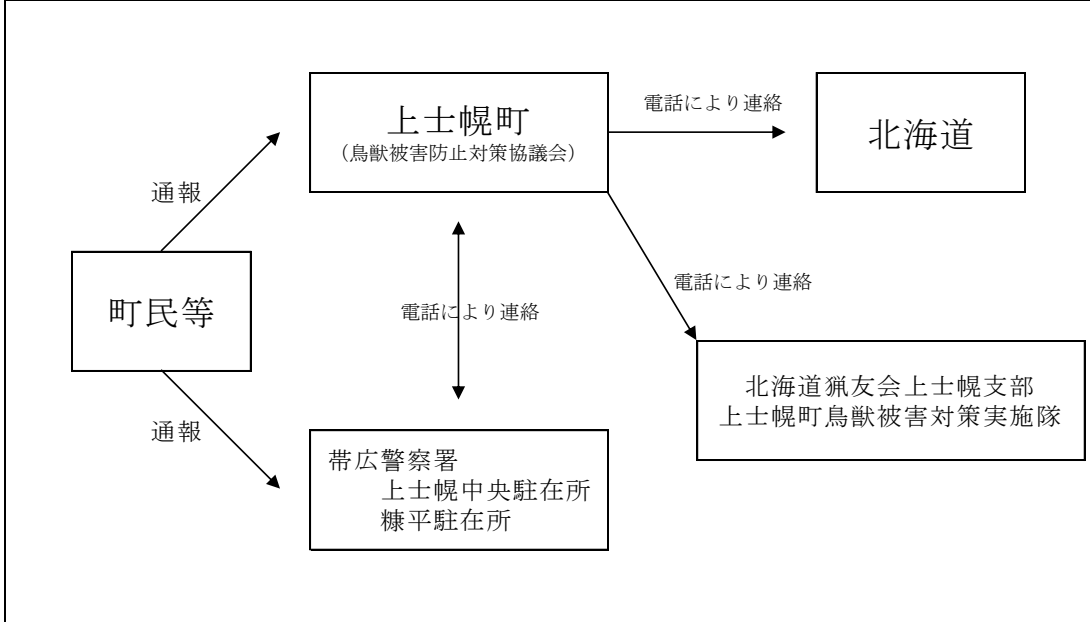
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北海道	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には情報の共有を図る。
帯広警察署 上士幌中央駐在所 糠平駐在所	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には町民の生命、財産の保護に努める。
上士幌町	平常時から被害防止に努める。 緊急時には必要に応じて町民に対する周知を速やかに行い、被害の防止に努める。
鳥獣被害対策実施隊	平常時から被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施する。
鳥獣被害防止対策協議会	平常時から上士幌町と連絡を密にし、緊急時には情報の共有を図る。

北海道猟友会上士幌支部	平常時から被害防止のための有害鳥獣の駆除を実施し、緊急時には直ちに現場に出向き駆除を実施する。
-------------	---

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

各獣種ともに、原則持ち帰って適切に処理をすることとし、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカについて、可能な限りジビエ等の利活用をすることとし、皮及び角においても有効活用を推進する。
 キツネについて、毛皮の有効活用を推進する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上士幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上士幌町 (行政)	総括的な協議会の運営
上士幌町農業協同組合 (農林漁業団体)	被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没等の情報提供
北海道猟友会上士幌支部 (捕獲関係者)	捕獲活動等の被害防止実施
十勝農業改良普及センター 北部支所 (普及指導機関)	被害防止対策への指導、助言等
鷹の巣農林 (ジビエ等利活用関係者)	駆除個体の有効活用を含む処理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局保健環境部 環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 9 月 5 日設置。
 平成 30 年度実績で実施隊員 42 名、うち対象鳥獣捕獲員 39 名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との情報共有により、広域的な被害防止対策の推進を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材及び電気柵の有効活用を図るため、適正な維持管理を行う